

川崎市学校パン協同組合と「災害時における パン等の供給協力に関する協定」を締結しました ～パン組合との協定締結は県内で初めて～



消費者行政センターキャラクター
「てるみ～にゃ」

川崎市と川崎市学校パン協同組合は、令和 8 年 5 月 1 日に、「災害時におけるパン等の供給協力に関する協定」を締結しました。これまで本市では、災害時における物資の供給体制を確立し、市民生活の安定を図ることを目的として、事業者等と災害時における生活必需物資等の供給協力に関する協定を締結しております。

川崎市学校パン協同組合は市内事業者であり、平時から学校給食に携わり地域に根差した活動をしている強みを生かせるため、パン及び米飯を早期に供給することが可能となります。本協定の締結により、川崎市は災害時における物資供給体制の一層の強化を図ります。なお、神奈川県内でパン協同組合との協定締結は川崎市が初めてとなります。

1 協定の概要

(1) 協定の名称

災害時におけるパン等の供給協力に関する協定（詳細は別紙のとおり）

(2) 協定の内容

地震、風水害その他による災害が川崎市内に発生し、又は発生のおそれがある場合に、同協同組合は川崎市からの要請に基づきパン及び米飯を避難所等に運搬・供給することについて積極的な支援を行います。

(3) 協定締結日

令和 8 年 5 月 1 日

2 協定締結先事業者概要

(1) 組 合 名 川崎市学校パン協同組合

(2) 設 立 昭和 3 0 年 8 月 2 4 日

(3) 所 在 地 川崎市川崎区宮本町 3 番地 1 2

(4) 代 表 者 理事長 金指 昭二（かなさし しょうじ）

(5) 事 業 内 容 市内の学校給食におけるパン及び米飯の製造・供給を行う
（小学校 1 1 5 校、中学校 4 校、特別支援学校 4 校 約 8 0, 0 0 0 食/日）

問合せ先

川崎市経済労働局産業政策部
消費者行政センター 乃万（のま）
電話 0 4 4 - 2 0 0 - 2 2 6 1
内線 5 4 8 0 0

災害時におけるパン等の供給協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 本協定は、地震、風水害その他の災害が川崎市内に発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、川崎市（以下「甲」という。）と川崎市学校パン協同組合（以下「乙」という。）が相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、パン及び米飯（以下、「パン等」という。）の供給協力に関する必要な事項を定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 本協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が川崎市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、パン等の供給の協力を積極的に努めるものとする。

(要請手続)

第4条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲から乙への要請等の経路は、別表のとおりとする。

(運搬)

第5条 パン等の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(費用)

第6条 第3条及び第5条の規定により乙が供給した物資の対価及び運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、物資を引取った後、乙の請求書に基づき、速やかにその代金を乙に支払うものとする。

(物資の引渡し)

第7条 パン等の引渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲の職員が確認の上、パン等を引取るものとする。

(支援体制の整備)

第8条 乙と提携している広域的な団体・企業等がある場合は、乙は広域的な支援が円滑に行われるよう体制の整備に努めるものとし、甲はそれに協力するものとする。

(災害時における情報提供)

第9条 甲及び乙は、災害発生後、速やかに連絡体制を確保するとともに、被災状況等について、相互に情報提供を行うよう努めるものとする。

(平常時における体制の整備)

第10条 甲及び乙は、平常時から、相互の連絡体制、迅速な運搬方法並びにその他災害時における供給協力について、確認を行うなど、体制の整備に努めるものとする。

2 乙は、平常時からその傘下の組合事業者に対して本協定の趣旨及び手続き等の周知に

努めるものとする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項及び本契約に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の有効期間)

第12条 本協定は締結の日から適用し、有効期間は協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日までに甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和8年5月1日

甲 川 崎 市

川崎市長 福 田 紀 彦 印

乙 川崎市学校パン協同組合

神奈川県川崎市川崎区宮本町3番地12

理事長 金 指 昭 二 印